

国土利用計画（身延町計画）第二次（案）に関する意見募集の結果について

○本件に関する意見募集は終了しました。

○平成30年2月14日（水）～平成30年2月28日（水）の間に、ご意見を募集しましたところ16項目のご意見をいただきました。

ご意見に対する町の考え方・修正内容は、次のとおりです。

実施したパブリックコメントの内容は下記のとおりです。

■ 目的

国土利用計画（身延町計画）は、時代の潮流や変化に対応したより安全で豊かな町土を実現する町土管理、環境共生及び防災・減災の取組を重視し、限られた資源である町土の総合的かつ計画的な利用を通じて、町土の安全性を高め、持続可能で豊かな町土の形成を目指すために策定するものです。

■ 背景

国土利用計画は国土利用計画法第8条の規定に基づき、国土利用計画（山梨県計画）を基本として、身延町の区域における総合的かつ計画的な国土（町土）の利用に関する基本的事項について定める計画です。身延町では、2007年（平成19年）3月に「国土利用計画（身延町計画）第一次」を策定し、2017年（平成29年）に国土利用計画（山梨県計画）第五次の策定、また本町の計画期間が終了することを受け策定することとしました。本計画は基本とする国土利用計画（山梨県計画）の期間に合わせ2014年（平成26年）を基準年次とし、2026年を目標年次としており、基本構想、町土の概要、必要な措置の概要が計画内容となります。今回、国土利用計画（身延町計画）第二次（案）がまとまりましたので、町民の皆様からのご意見を次のとおり募集いたします。

■ 対象となる計画

- ・国土利用計画（身延町計画）第二次（案）

■ 公表場所

- ・身延町ホームページ(このページです)
- ・身延町役場 本庁 政策室
- ・身延町役場 下部支所
- ・身延町役場 身延支所
- ・身延町役場 久那土出張所

- ・身延町役場 古閑出張所

■ 閲覧時間

- ・本庁舎、支所、出張所ともに平日の午前8時30分から午後5時15分まで

■ 募集期間

- ・平成30年2月14日(水)～平成30年2月28日(水)【必着】

■ 意見を提出できる方

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に通勤し、又は通学する方
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・町の行う施策等に利害関係を有するもの

■ 意見提出方法

- ・意見書用紙に必要事項をご記入のうえ、次の方法により提出してください。

①計画(案)の公表場所窓口へ直接提出

②郵送により提出

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石 350 番地
身延町役場 政策室 企画政策担当 あて

③FAXにより提出（送信先：0556-42-2127）

④Eメールにより提出（送信先：kikaku@town.minobu.lg.jp）

■ 提出用紙

- ・「国土利用計画（身延町計画）第二次（案）に対する意見書」（別紙1）をダウンロードするかアウトプットしてください。また、公表場所にも用意してあります。

■ 意見募集結果の公表

- ・提出されたご意見につきましては、内容ごとに整理・分類し、町の考え方とともにホームページで公表します。
- ・意見募集結果の公表の際は、ご意見の内容以外(個人情報)は公表いたしません。

パブリックコメントによるご意見とご意見に対する町の考え方・修正内容は、次のとおりです。

※ご意見には別添資料があります。下記の表に続けて掲載しています。

整理 番号	パブリックコメントによるご意見	ご意見に対する町の考え方・修正内容
1	(頁: 10) (行: 上から10) 「農山村の相互の機能分担や対流を促進する」とあるが、対流を促進するとは。	「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な働きのことで、「対流」それ自体が地域に活力をもたらすとともに、多様で異質な個性の交わり、結びつきによって新たな価値を創出するとされています。 「対流」は、このような働きを意味する語句として、国土利用計画(全国計画)、国土利用計画(山梨県計画)に用いられており、本町において、これを基本としています。
2	(頁: 11) (行: 15) 貴重種であるクマタカ、オオタカ、フクロウなど猛きん類の生息域に新たに「中部横断道路」の建設に伴う自然破壊によって、その生息環境が悪化し繁殖場所が失われ、種の保存が危ぶまれる現状となっている。 よって、中部横断開通後にもバードストライクによる死亡事故や、道路横断中の動物保護策を起業者に保全対策を打ち出すようお願いがある。 (別添資料あり)	中部横断道路の管理者である国土交通省、また国内希少種の管轄である環境省と十分に連携を取りながら保全に努めます。
3	(頁: 14) (行: 1) (6)宅地について全般的にいえることですが、なぜ町当局が企業者もしくは、事業者になりかわって用地を確保しなければならないのかわかりません。本来なら企業者が自ら用地を確保すべき(開発も含めて)ではないでしょうか。 町は、そこまでしないと町外県内外から企業、人を呼び込めないのでしょうか。	ここでいう確保とは、土地利用の利用区分に応じ必要な用地を確保(必要な面積を保持)するという意で使用しています。
4	(頁: 14) (行: 15) イ 工業用地 工場移転や業種転換等にもなっている工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるについて。 東京都豊洲の東京ガス跡地の再開発で都は築地の魚市場を新たに「豊洲」に求めました。しかし、この「豊洲」において地下から有害物質、特に重金属類を与える物質が検出されました。このような土壌汚染対策を図るためにも事前に調査すべきです。	土壌汚染の状況の把握や土壌汚染による人の健康被害の防止を目的として、土壌汚染対策法が平成15年に施行されました。 この法律により有害物質使用特定施設の土地の所有者、管理者、所有者に施設の使用の廃止時の調査義務があります。 町では、土壌汚染対策制度や本町の区域を所管する届出・相談窓口の山梨県峡南林務環境事務所環境課の情報提供などによりこの対策を推進します。
5	(頁: 14) (行: 下から2) 「中心部等での立地を促進」とあるが、ここでいう、中心部とは具体的にどこを指すのか。	ここでいう中心部等とは、物事が集中する地域や主要な所。 または、将来そのようになると予想される所、そのようにしたい所などを想定しています。 本計画では、具体的な所は指しません。

整理 番号	パブリックコメントによるご意見	ご意見に対する町の考え方・修正内容
6	(頁: 22) (行: 最下) 「下山地域については、…有効な土地利用を検討します。また、中部横断自動車道の下部温泉早川インターチェンジに近いことから、農地、森林等他の土地利用との調整を図り、企業の誘致を推進します。」とあるが、この新たな企業とは「キーテック合板工場」を指すのか。	下山の工業団地に株式会社キーテックが工場を整備することについて共同記者会見がありましたが、本計画が示す企業誘致の推進は、株式会社キーテックを特定したものではありません。 本計画に記載がありますが、下山地域は、地理的に本町のほぼ中央部に位置すること、平坦地も多くインターチェンジも近いことなどから、本町において新たな土地需要の可能性がある地域といえます。
7	(頁: 25) (行: 15) 「(4)町土の安全性の向上 町土の安全性を高めるため、避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化等の対策を進めます。」とあるが、役場としての業務継続計画(BCP)の策定がなされていないのではないのか。 まず、3日分の食糧、水、光熱、避難地の確保と自衛隊への災害派遣要請など事前に策を作成すべき。	業務継続計画(BCP)の策定は平成30年度を予定しております。 非常食や水については、7日分を確保するように平成29年から5年間で追加配備を行っております。 避難地は74箇所、避難所は38箇所を指定しており、自衛隊災害派遣要請計画も定めてあります。
8	(頁: 32) (行: 4) 「希少種等を含む野生生物の生息状況等の情報把握で終わっている。 「それらに対しては、積極的な保全に努めます。」と記述がほしい。	ご意見を受けて「必要に応じて調査及び研究を進めます。」を「必要に応じて調査及び研究を進めるとともに、関係機関と調整のうえ保全に努めます」と修正します。
9	(頁: 22) (行: 下から9) 「身延駅の北に位置する丸滝区には、分譲宅地22区画があり、平成26年度から販売を開始し、11区画は契約または、申込み受け付けを完了しています。」とあるが、最近のデータに書き換え、時点修正されたい。	ご意見を受けて「身延駅の北に位置する丸滝区には、分譲宅地22区画があり、平成26年度から販売を開始し、11区画は契約または、申込み受け付けを完了しています。」を「身延駅の北に位置する丸滝区には、分譲宅地22区画があり、平成26年度から販売を開始し、平成30年3月現在で、11区画は契約を完了しています。」と修正いたします。 なお、分譲地の販売状況のみに限った時点修正は、予定しておりませんので、お手数ですが、分譲地の販売状況については、政策室あてにお問い合わせください。
10	(頁: 17表中) (行:) 「水面・河川・水路」面積の増減 H26年 1,161ha、H33年 1,030haで、差が131haとなる。 この面積の減少理由いかん。	水面・河川・水路面積の増減は、河川面積です。この面積は、河川管理者に照会した面積です。 面積の減少は河川面積で、平成26年1,155haが平成27年に1,024haとなり131ha減少しています。 平成26年が基準年であるため、平成33年に向けて減少するように見えますが、河川面積は既に1,155haとなっています。

整理 番号	パブリックコメントによるご意見	ご意見に対する町の考え方・修正内容
11	(頁: 16) (行: 6) イ 目標人口について 基準年次平成26年の人口は、13,668人で以降の実績は、次のとおりである。 H27.10.1 13,237人 H28.10.1 12,824人 H29.10.1 12,412人 計画は、 中間年次H33年 12,132人 目標年次H38年 11,278人 となっている。 意見書添付の私の推定値と比較すると、 ケース1: 成長曲線を最悪とした場合 (目標年次)11,278人-(私の推定)約9,000人 ケース2: 成長曲線をやや良しとした場合 (目標年次)11,278人-(私の推定)約10,000人 となり、約2,300～1,300人の差となる。 つまり、人口予測計算にあやまりがあるのではない か。	本計画の目標人口は、平成27年12月に策定した「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」において設定した目標人口に基づき、平成33年の目標人口を12,132人に、平成38年の目標人口を11,278人としています。 したがって、人口推移からの推定だけでなく、「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みによる人口減少対策の効果を上向きの要素として加算し、目標人口としています。
12	(頁: 2～3) (行:) 「国立社会保障・人口問題研究所では2060年に3,687人になると推計されていますが、本町では「身延町まち・ひと・しごと総合戦略」の取り組みによって2060年の目標人口を7,600人としています。」とある。 表現方法を同じにして、3,687人を約3,700人に、7,600人を約7,600人に記述したらどうか。 (7,600人は、7,581人であるため。)	国立社会保障・人口問題研究所が推計した2060年の身延町の人口は3,687人です。 また、「身延町まち・ひと・しごと総合戦略」の取り組みにより2060年の目標人口は7,600人としていますので、それぞれの値を標記しています。
13	(頁: 7) (行: 下から4) 「町内外の地域間相互の対流を促進するとともに」とあり、以降に対流ということばが多数でできます。 この「対流」を「交流」にすると不自然、不都合な点が生じますか、ご確認ください。	「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方の活発な働きのことで、「対流」それ自体が地域に活力をもたらすとともに、多様で異質な個性の交わり、結びつきによって新たな価値を創出するとされています。 「対流」は、このような働きを意味する語句として、国土利用計画(全国計画)、国土利用計画(山梨県計画)に用いられており、本町において、これを基本としています。
14	(頁: 18) (行:) 2地区別の概要 表と下部地区、中富地区、身延地区のそれぞれの地区の特性より算出した人口数がちがう。 地区の特性は、 平成27年10月の国勢調査から 下部地区 3,465人 27.4% 中富地区 3,260人 25.7% 身延地区 5,944人 46.9% 合計 12,669人 100% である。 一方で、16ページの目標人口算出は、住民基本台帳より将来予測を行っている。 なお、この住民基本台帳数は、平成27年10月の身延町全人口13,237人で、その差は568人と住民基本台帳の方が大きい数値である。よって、信ぴょう性の高い住民基本台帳上の数値で18ページから23ページを表現した方が良いのではないか。 (別添資料あり)	地区別の概要の頁で使用している人口は、文中に標記していますが、国勢調査(10月1日基準)の人口です。 また、16頁の「イ 目標人口」表中の平成33年と平成38年の目標人口も国勢調査のデータを用い算出しています。 ただし、16頁「イ 目標人口」表中の基準年次の人口については、本計画の基準年次を山梨県計画の基準年次にあわせ、平成26年としていること。また、平成26年度は国勢調査が行われない年であることから、平成26年10月1日の住民基本台帳人口を用いています。

整理 番号	パブリックコメントによるご意見	ご意見に対する町の考え方・修正内容
15	(頁: 6) (行:) (4)町土地利用の基本方針について 本計画は「適切な町土管理を実現する町土地利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土地利用」、「安全・安心を実現する町土地利用」の3つを基本方針としている。 しかし、実際には、1)、2)、3)、4)、5)と5項目から成っている。従って5項目を生かすのであれば、「また、人口減少社会、超高齢化にある現状において、このような町土地利用を実現するための方策についても、その考え方を示します。」の表現方法を改善すべき。	本計画は、国土利用計画(全国計画)、国土利用計画(山梨県計画)を基本としています。 したがって、国土利用計画(全国計画)、国土利用計画(山梨県計画)の基本方針を本計画の基本方針としています。
16	(頁: 17) (行:) 表中の「水面・河川・水路」の面積減少分がそのまま「その他」3,443ha→3,623haと配分されています。 ここで、15ページの(7)その他の土地利用の説明文に「ア公用・公共用施設用地」として、文教施設、公園緑地、交通施設等の公用・公共施設用地の確保を図ることとしている。 そこで、質問したいのだが、下山遊水地の国交省所管の国有地(河川区域)の払い下げを期待しているのか。 なお、国交省では当地は、「下山地区水防拠点整備」＝防災ステーションと位置付けている。 さらに、金銭的には、工事用残土を捨て場として利用するために河川敷占有者(農地、畑など)に町は済に補償金として数千万円を支出している。この数千万円は、前記の公用、公共用施設用地の先行取得なのか確認したい。 (別添資料あり)	「その他」の面積は、町土面積から農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地の各面積を差し引いた面積です。 必要な用地の確保を図るとは、増加するということではなく、必要な面積の確保(必要な面積を保持)を図ることです。 ご質問についてですが、本計画は、土地利用について基本的な事項について定めていますので、具体的な土地利用を個別に示すものではありません。

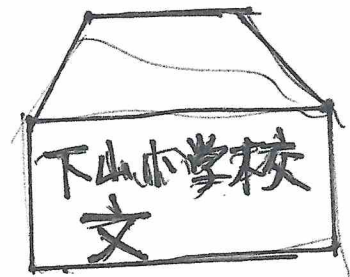
フフ^き
下山遊水地の

H30.2.26 (月)
No 7/6

“国有地の払い下げ”について

Q1: 費用

Q2: だれでも購入できるのか?



河川敷

残土
盛土造成

下山遊水地

水田, 畑

国有地

工業団地

河川区域

農家が占有

町が占有解除

農家は... 支払う

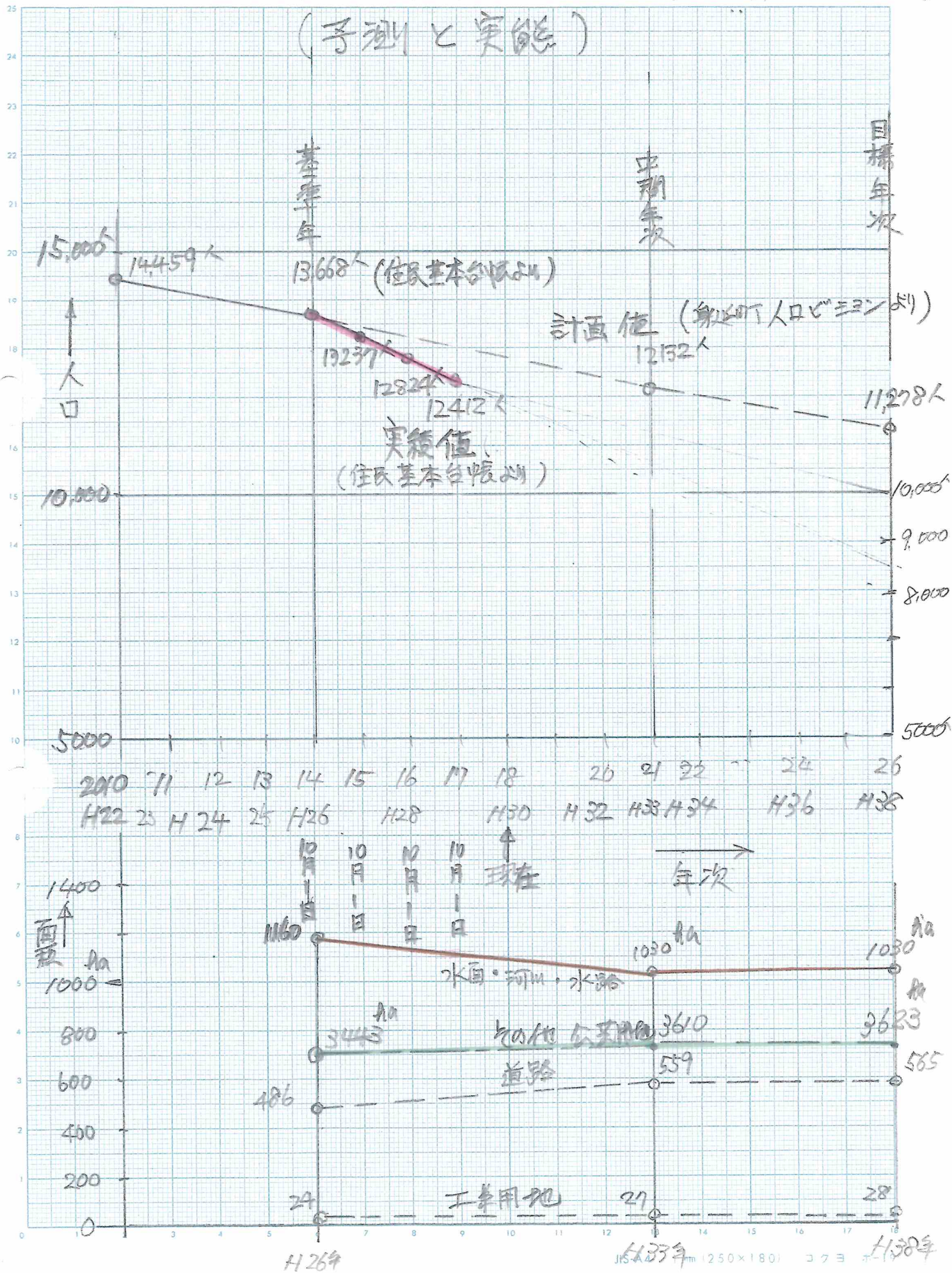
富士川

当地は
持来 町有地になるのか?
それとも 河川敷のままなのか?

身延町 人口の推移

H30.2.26(月)

(予測と実績)



ウマタカの 初列風切羽根 H28年8月7日



身延町下田原のハ幡神社
近くの町道にて

なお当地は中部横断道
下田原工区の直近で
山肌を掘削工事中です。

旧中富町 江尻窪地先の残土処分地の

大穴タカの
営巣あと



大きな
モミの木

←印かき

H28年3月5日

オオタカの死がい (胸部のしま模様から 幼鳥、若鳥とみられる)

4/8



オオタカの死がい (頭部を他の鳥類 (カラスなど) に食べられている)



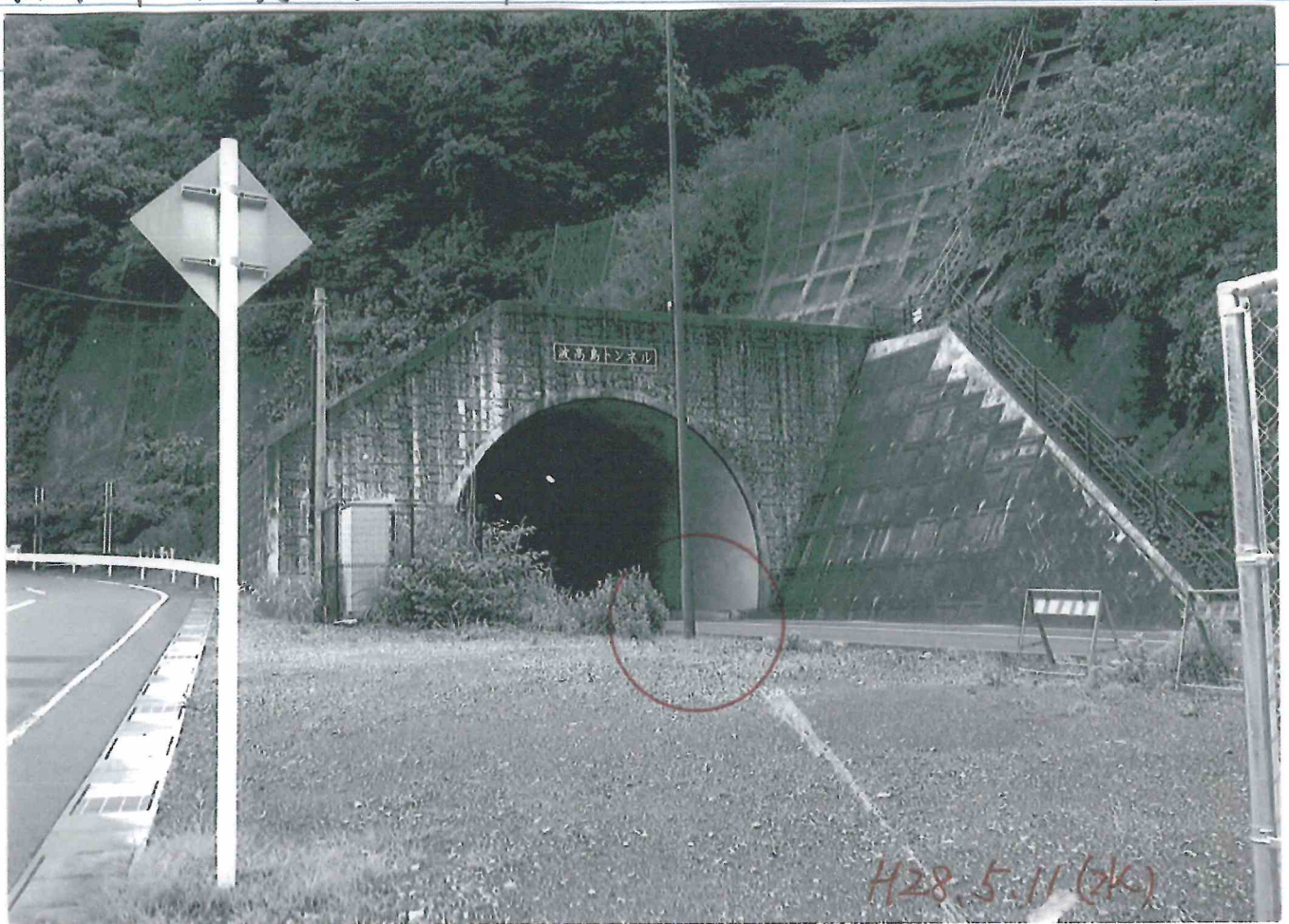
『フクロウ』の死がい

旧下部町 萩高島と上の平を結ぶ「萩高島トンネル」にて発見

NO.

5/8

DATE



H28年1月4日 県道脇にてフクロウの死がい発見

